

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日が休日となる場合)

規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

- ◆規則 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◆訓令 鳥取県職員住宅管理規程を廃止する訓令
- ◆告示 保険医療機関の指定
- ◆保險医の登録

- 林業種苗法による生産事業者の登録
- 漁港管理者の指定の一部改正
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 基本測量の終了

鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第二福祉事務所長の項の前に次のように加える。

北九州事務所長	東京事務所長
職員住宅管理規程（第六条第二項を除く。）に基づく職員住宅の管理（東京都に所在する職員住宅に係るものに限る。）	職員住宅管理規程（第六条第二項を除く。）に基づく職員住宅の管理（高槻市に所在する職員住宅に係るものに限る。）

職員住宅管理規程（第六条第二項を除く。）に基づく職員

住宅の管理（北九州市に所在する職員住宅に係るものに限る。）

- ◆選挙告示 政治団体の設立の届出
- ◆教委告示 教育委員会の招集
- ◆正誤 昭和五十一年二月鳥取県告示第二百三十三号中訂正

名古屋事務所長	住宅の管理（知多市に所在する職員住宅に係るものに限る。）
中部県税事務所長	職員住宅管理規程（第六条第二項を除く。）に基づく職員住宅の管理（倉吉市に所在する職員住宅に係るものに限る。）
西部県税事務所長	職員住宅管理規程（第六条第二項を除く。）に基づく職員住宅の管理（米子市に所在する職員住宅に係るものに限る。）
	別表第二保健所長の項第五十七号中(八)を(四)とし、(四)を(三)とし、その前に(八)として次のように加える。
	(八) 第十七条第一号及び第二号の規定による費用の支払
	別表第二保健所長の項第五十七号中(六)を(五)とし、(五)から(三)までを一ずつ繰り下げ、(二)の次に(三)として次のように加える。
	(三) 第八条及び第九条の規定による検査及び健康診断のうち梅毒血清反応検査に係る費用の支払
	別表第二地方農林振興局長の項の次に次のように加える。
八頭地方農林振興局長	職員住宅管理規程（第六条第二項を除く。）に基づく職員住宅の管理（郡家町に所在する職員住宅に係るものに限る。）

鳥取県訓令第一号

鳥取県職員住宅管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県職員住宅管理規程を廃止する訓令

鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第一十四号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和五十一年三月十六日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

この規則は、公布の日から施行する。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
湖 東 医 院	鳥取市湖山町下浜二二〇の一六	昭和五十一年三月十四日	門 原 三 志 男	鳥医第二、〇五八号	昭和五十一年二月二十七日
小 田 小 児 科 医 院	鳥取市西町三丁目一〇五	一 日	入 澤 徹	鳥歯第三三七号	"
小 田 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	"	"			
鳥 取 県 職 員 診 療 所	(鳥取市東町一丁目二七一 (鳥取県職員会館内))	"			
廣 口 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	米子市東倉吉町七五	"			
鳥 取 県 職 員 齢 介 所	(鳥取市東町一丁目二七一 (鳥取県職員会館内))	"			
森 本 歯 科 医 院	倉吉市明治町一〇三一	"			
岡 本 歯 科 医 院	倉吉市福山一三五	"			
池 畑 歯 科 医 院	米子市茶町二五	"			

鳥取県告示第百八十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

夏泊の項を削る。

昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号(漁港管理者の指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十一年三月十三日から適用する。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者者の氏名	生産事業者者の住所	の生産事業内容	の事業名称	事業所の所在地
百八十七	岡田 繁	氣高郡鹿野町大字鷺峯七〇	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	岡田種苗園	氣高郡鹿町大字鷺峯

鳥取県告示第百八十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大山北部土地改良区の定款の変更を昭和五十一年三月十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百九十一号

昭和五十年十二月三日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（清山地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百九十二号
昭和五十一年二月十二日付けで河原町から申請のあつた下曳田正法寺地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月十七日から二十日間

三 覧縦に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ。る。

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

鳥取県告示第百九十三号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通

知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

宮崎正雄生田泰治

卯垣一五三番地

賀露町八九四番地

大糸一二四番地

下味野五四〇一一

大糸一二四番地

卯垣一五三番地

政黨

- 一 作業種類
基本測量（二万五千分ノ一地形図現地調査作業）

二 作業地域

米子市、境港市、日南町、溝口町、大山町、岸本町、名和町、淀江町、
日吉津村、西伯町及び会見町

三 終了年月日

昭和五十一年二月二十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年七月法律第二百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党鳥取県支部連合会	宮崎正雄	生田泰治	鳥取市西町一丁目二六番地	政党
自由民主党鳥取市賀露支部	岸下大治	隠岐和雄	卯垣一五三番地	
自由民主党鳥取市賀露支部	田中実	井関純雄	賀露町八九四番地	
自由民主党鳥取市面影支部	篠泰雄	大西孝雄	大糸一二四番地	
自由民主党鳥取市美穂支部	大糸二二四番地	下味野五四〇一一		
自由民主党鳥取市大正支部	柳八堀尾勇	高路二九七番地		
自由民主党鳥取市東郷支部	坂田郁太郎	服部二四一番地		
自由民主党鳥取市千代水支部	坂本冬太郎	野坂二三一一番地		
自由民主党鳥取市豊美支部	山本安雄	谷口衛		
自由民主党鳥取市吉岡支部	岡松孝吉	田中喜四雄		
自由民主党鳥取市末恒支部	坂本冬太郎	内井豊		
自由民主党鳥取市米里支部	竹本秀芳	田中弘		
自由民主党鳥取市津ノ井支部	渡辺寛太夫	西村豊		
自由民主党鳥取旧市支部	福原賢太郎	西村寿信		
自由民主党米子市義方支部	足立六郎萬修一	西町一丁目二六番地		
	"	西町一丁目二六番地		
	"	西町一丁目二六番地		

自由民主党米子市市啓成支部	山崎多久平	土江 政充	"	朝日町六五番地
自由民主党米子市就将支部	田丸喜久治	高木 照雄	"	高木方久米町四一一二
自由民主党米子市福生支部	吹野 茂吉	八原 棟一	"	皆生一九二八番地
自由民主党米子市福米支部	井上万吉男	西本 源治	"	東福原八一八番地
自由民主党米子市彦名支部	田子 幹夫	高田 三郎	"	上安疊一三五番地
自由民主党米子市彦名支部	木村 活寿	高瀬 泰次	"	彦名町七区
自由民主党米子市崎津支部	矢倉 信栄	渡部 巧	"	大崎一五六七番地
自由民主党米子市富益支部	永見 寛邦	佐々木一人	"	富益町二八三七番地
自由民主党米子市夜見支部	前田 辰男	森川 安春	"	夜見町二三四四番地
自由民主党米子市巖支部	井田 牛尾	英一	"	今在家三九一一番地
自由民主党米子市大高支部	青木 恒	伊達 札	"	尾高一三六八番地
自由民主党米子市住吉支部	山岡 太一	小前 金雄	"	上後藤二一四番地
自由民主党米子市県支部	福谷 清	山口 政淑	"	倉吉市余戸谷町一一二
自由民主党倉吉市明倫支部	小倉 好美	田中 茂	"	福守町五五五番地
自由民主党倉吉市成徳支部	松本 宣彦	田中 茂	"	大正町一〇七九一一八
自由民主党倉吉市小鴨支部	前田 清藏	武本 米一	"	"

自由民主党倉吉市上小鴨支部	山本 寿雄	高木 富雄	"	鴨河内二五二〇番地一
自由民主党倉吉市北谷支部	西谷 一朗	牧 政充	"	森二四四番地
自由民主党倉吉市連合支部	廣吉	牧 収	"	明治町一〇三一一番地
自由民主党境港市支部	松本 豊	松本 正己	"	境港市明治町八四番地
自由民主党國府町支部	林田 英一	山本 二郎	"	大山産業内
自由民主党岩美町支部	奥田 勇	米山 茂	"	岩美郡国府町岡益
自由民主党郡家町支部	山本 昇造	小谷 武延	"	岩美町大谷六二四
自由民主党船岡町支部	森田林太郎	中原喜美男	"	八頭郡郡家町米岡一七一
自由民主党河原町支部	田渕 銀一	谷 健一	"	八頭郡郡家町船岡四四一
自由民主党若桜町支部	竹本 憲治	福井 一実	"	河原町渡二木
自由民主党用瀬町支部	谷上 栄	前田 耕二	"	若桜町大字湯原一五八番地
自由民主党佐治村支部	小林 忠孝	前田 耕二	"	用瀬町余戸五九八番地
自由民主党智頭町支部	寺谷英太郎	和田 進	"	智頭町芦津二六八番地
自由民主党鹿野町支部	矢野 聰藏	湯口 程治	"	氣高郡氣高町勝見五八一二
自由民主党青谷町支部	井上 正	原田 忠明	"	鹿野町大字鹿野一三〇五番地
自由民主党青谷町支部	井上 正	原田 忠明	"	青谷町楠根二二七番地

自由民主党泊村支部	浜口 清	山本 静雄	東伯郡泊村大字宇谷
自由民主党三朝町支部	矢田 秀雄	石山 利男	" 三朝町穴鴨
自由民主党関金町支部	本高 定雄	梶本 辰巳	" 関金町大字松ヶ
自由民主党大栄町支部	山脇 寿雄	齊尾喜久雄	" 大栄町大字大谷
自由民主党西伯町支部	生田 泰治	保田 忠良	西伯郡西伯町大字東上
自由民主党会見町支部	富永 昇	遠藤 和俊	会見町天万
自由民主党淀江町支部	足立 勇一	足立 勇一	" 一二〇番地
自由民主党岸本町支部	後藤 秀雄	後原 邦雄	淀江町淀江
自由民主党日吉津村支部	益田 信夫	大谷 誠	日吉津村日吉津
自由民主党名和町支部	加納 正義	中村 豊吉	名和町御来屋
自由民主党中山町支部	佐々木祐治	野間 譲	四〇番地中村方
自由民主党日南町支部	入沢 俊夫	小竹 克己	日野郡日南町生山
自由民主党溝口町支部	島田 鉄雄	安達 覚	七〇九番地
自由民主党江府町支部	三好 恭祐	加藤 信夫	六四三番地
自由民主党日野町支部	田中 操	吉田 修	一二一六番地
自由民主党恩政連米子連合支部	小笛 育利辻	桂藏	米子市大崎五六二番地

日本会社党鳥取県本部	永田 卓夫	実繁 一男	鳥取市片原二丁目
日本共産党中央地区委員会	保田 陸美南	芳樹 博	鳥取市寺町四二三番地
日本共産党鳥取県東部地区委員会	黒岩 洋祐	小原 岩男	" 片原町一丁目
日本共産党中央地区委員会	古川 敬	水津 岩男	鳥取市西福原二二番地
日本共産党中央地区委員会	安田 勝榮	竹内 利友	米子市住吉町七番地
日本共産党中央地区委員会	村川 和夫	太田 吾郎	鳥取市寿町四一四番地
公明党鳥取県本部	岸本 操	村川 和夫	" 栄町二三一番地
公明党倉吉総支部	矢普留 宗長尾	宍戸 寛	" 二九一一五
公明党八頭支部	中野 武雄	赤本 汎	米子市上後藤八九一
公明党八頭支部	加賀田義雄	加賀田義雄	倉吉市米田町七一一番地
公明党八頭支部	角本 章	福田 虎蔵	八頭郡用瀬町大字金屋
民社党鳥取県連合会	金田 文夫	松本健一郎	一五九番地
相沢英之東部後援会	田村 純一	美和映二郎	鳥取市今町一一一〇一
相沢英之西部後援会	大谷 健蔵	矢田 秀雄	倉吉市昭和町一八〇一六
相沢英之中部後援会	和田 義孝	面野 正男	米子市中杉山開発ビル二二F
相沢英之境港水産後援会	境港市共和水産KK内	倉吉市越殿町一四一五番地	"
明日の倉吉を語る会	倉吉市越殿町一四一五番地	その政治体	"
塙原勅夫桑垣文雄	"	"	"

島田 安夫	西部	後援会	中島 邦美	森山 輝勝	米子市富士見町二丁目
島田 安夫	中部	冬夏会	岡野 勝義	竹田 哲男	倉吉市山根五四二一
神道政治連盟	鳥取県本部	吉田 武久	生野 幹雄	鳥取市上井町一丁目	"
全国石油政治連盟	鳥取県文部連合会	藤繩虎之助	倉光 輝雄	鳥取市上井町八七番地	"
員会	生長の家政治連合	多久 二郎	田中 平藏	鳥取市上井町一二番地	"
島田 安夫	東部	後援会	君野 駿平	桑村 治睢	米子市錦町一丁目
鳥取県医師連盟	や よ い 会	宮本 宰爾	浜本 義郎	寺谷英太郎	鳥取市寺町無番地
鳥取古井後援会	千代西尾政子	磯江 義博	大河原行省	安藤 長田	鳥取市上井町一二番地
東部 や よ い 会	廣田 敏男	足羽 德正	和田 進	和田 進	米子市四日市町
徳安実蔵西部後援会	渡辺寛太夫	巖	稻村 一夫	安藤 隆	八頭郡智頭町大字南方
徳安実蔵中部後援会	千弥岸田 正紀	西岡	和田 進	八頭郡智頭町大字南方	八九番地
徳安実蔵東部後援会	惠比木吉野	日本交通KK米子營業所内	鳥取市末広温泉町	八頭郡智頭町大字南方	八九番地
鳥取県建設政治連盟	鳥取古井後援会	鳥取市二階町二丁目	鳥取市上井町一丁目	八頭郡智頭町大字南方	八九番地
馬野 勇	水谷 千弥	西岡	一五番地	一八三番地	一八三番地
田中 万蔵	廣田 中	巖	一五番地	南地方	南地方
鳥取市西町二丁目	鳥取市栄町三一八番地	日本交通KK米子營業所内	鳥取市末広温泉町	八頭郡智頭町大字南方	八九番地
三一〇番地	"	"	"	"	"

鳥取県建設政治連盟日野支部浜本	倉繁準之助	岸	正典	鳥取市戎町三二五番地	日野郡日野町根雨
鳥取県薬剤師政治連盟米山英之助	吉田	健	鳥取市戎町三六二番地	三四三一五	三四三一五
日本司法書士政治連盟森原	学	松岡	鳥取市西町二丁目	四一九番地	"
野儀久市後援会	藤井	四郎	鳥取市西町二丁目	四一〇五番地	"
野坂浩賢後援会	桑垣	文雄	倉吉市市殿町	一四九番地	"
野津ひであき後援会	安本	棟夫	岩美郡国府町下	一九一一番地	"
長谷正信後援会	作野	高徳	境港市誠道町	二六七番地	"
浜本義郎後援会	新	節男	白須	五九七一八番地	"
花本美雄後援会	中本	準一	東伯郡東伯町大字徳万	一七三五番地	"
浜本嘉武後援会	井木	國雄	昌宏	鳥取市末広温泉町	"
広田幸一後援会	岩城	正美	和夫	東伯郡赤崎町大字赤崎	"
平林鴻三福部後援会	鷹松	正則	戸田	東伯郡赤崎町大字赤崎	"
古井喜実を激励する会	上根	政幸	牧村	勝一	鳥取市元町二〇九番地
上根政幸古井朝昭	秀雄	安田	豊晴	勝一	鳥取市元町二〇九番地
					鳥取市西町一丁目一二
					六番地
					一五二番地
					一七三五番地
					岩美郡福部村大字細川
					三六番地
					"

古井喜実中部後援会	中本	覚蔵	河本	茂	倉吉市宮川町
古井喜実西部後援会	宮本	感雄	秦野	一郎	米子市西福原
堀安成文後援会	吹野	茂吉	八原	棟一	一九二八番地
宮崎正雄後援会	荻原	武男	八幡	寿信	鳥取市二階町二十三四
村川和夫後援会	影井仁平	治	影井	敏男	五箇円ビル
安田貞栄後援会	長衛	薰雄	藪内	明	鳥取市栄町二三一番地
山崎建治後援会	松岡	禎治	足立	勝治	境港市新屋町四一一番地
山本昇造後援会	小林	實沢	田中	憲治	鳥取市片原三丁目
山本武富後援会	坂口	安治	政雄	八頭郡郡家町大字米岡	二五七一四
				鳥取市吉岡温泉町	六三三番地
				"	"
鳥取県教育委員会告示第五号	定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。				
昭和五十一年三月十六日	鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顯				

教 育 委 員 会 告 示

一日時 昭和五十一年三月二十四日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市末広温泉町五五六番地 白兎荘

三 議題 (1) 公立学校教職員人事について

(2) その他

正

誤

昭和五十一年二月鳥取県告示第百三十三号（字の区域の新設等について）
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

誤

正

河岡字添原

河岡字添原

上新印字添原

上新印字添原

上新印字添原

上新印字添原

貞
三
六
七
下
上
下
上
下

上新印字添原

上新印字添原